

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise

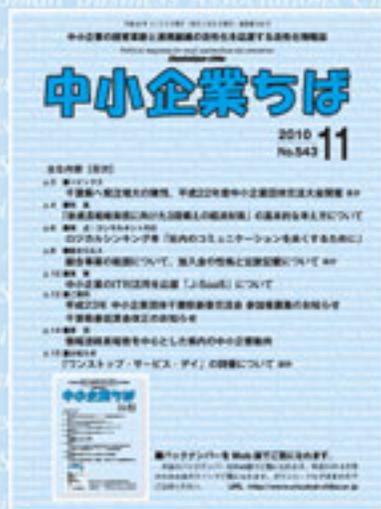
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

2010
No.544 12

主な内容 [目次]

- p.3 ■トピックス
千葉のちから「中小企業表彰」／第62回中小企業団体全国大会開催 ほか
- p.4 ■特集
「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」
～新たな経済対策に盛り込まれた主な施策（経済産業省関係）～
- p.6 ■視点：コンサルタントの目
設備投資の落とし穴に嵌まるな～陥りやすいケースとその防止策～
- p.8 ■組合Q&A
減資の方法と手続きについて
- p.10 ■施策
雇用調整助成金の生産量要件の緩和 及び 不正受給防止対策の推進
一般事業主行動計画の届出をお忘れなく！
- p.12 ■ご案内
中央会が組合員企業の経営革新を支援します！
組合員のIT経営を考える！
- p.14 ■景況
情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向
- p.15 ■お知らせ
平成23年中小企業団体千葉県新春交流会 お待ちしております ほか



■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から中央会のサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。

URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

平成22年度 千葉のちから「中小企業表彰」

11月11日、千葉県庁本庁舎において、標記表彰式が行われた。

【表彰の趣旨】

県内の事業所数の大部分を占める中小企業は、本県経済の活力の源泉であり、厳しい経営環境を克服して継続・発展していくことが、地域経済はもとより地域社会の元氣のためにも不可欠である。

そこで、積極的な事業展開による地域経済活性化への貢献、様々な地域活動への取組など、それぞれの方法で地域貢献を続けてきた中小企業や、そうした中小企業にあつて長年にわたり地道に努力を続けてきた従業員といった、地域に欠くことのできない存在となっているものを表彰することにより、中小企業やその従業員の励みとし、もつて地域に生き、地域を支える中小企業の持続的な発展を図る。

なお、本会関係者からは、次の方々が表彰を受けた。

【中小企業表彰】▽株式会社石川商会（代表者：小関邦夫・千葉県農業機械商業（協）理事長）
【商店街表彰】▽大久保商店街（協）

（理事長：三橋正文）▽柏駅前通り商店街（振興）（理事長：金子秀雄）
【従業員表彰】▽石井光明（開発化学工業（株））▽三石浩志（千代田漬物（株））▽石井宏（幸陽紙業（株））

第62回 中小企業団体全国大会 開催

全国中小企業団体中央会と奈良県中小企業団体中央会は、11月18日、なら100年会館にて第62回中小企業団体全国大会を開催した。

今大会は、「新たな出発 未来を創る団結の力！」をキャッチフレーズに、全国から中小企業団体の代表者2千名が参集し、円高、デフレ

に対する経済対策の実行を求めるとともに、中小企業憲章を具体化する中小企業対策を拡充するよう、14項目の中小企業が直面する諸課題の解決と今後の方向性について決議した。

【決議事項】

I. デフレ不況の克服、連携組織対策等中小企業対策の強化

①円高、デフレ脱却のための経済対策の実行 ②中小企業憲章を具体化する中小企業対策の拡充 ③組合活動への支援の拡充、中央会の支援体制の強化

II. 中小企業の生産性の向上

II・1. 労働：①中小企業に配慮した雇用対策の推進 ②社会保障制度等の見直し ③中小企業に配慮した労働・教育の推進

II・2. 情報：①中小企業のIT化支援の強化・拡充

II・3. 商業：①商店街及び中小小売商業の活性化支援の拡充 ②中小流通業・サービス業振興対策の強化

II・4. 税制：①中小企業に新たな成長を促す税制支援の強化

III. 中小企業の経営の安定化

III・1. 金融：①資金繰り対策の継続及び中小企業金融機能の拡充

III・2. 公正な競争環境の整備：①優越的地位の濫用・不当廉売等への積極的対処 ②下請法の整備・機能強化と取引適正化の徹底 ③中小企業と官公需適格組合の受注機会の増大

また、決議案に関連して、「円高デフレ克服に向けた景気対策、中小企業対策の強化」（佐賀県中央会内田健会長）、「中小企業に配慮した雇用対策と中小企業の新たな成長を促す税制支援の強化」（奈良県中央会・荒木一義理事）についてそれぞれ意見発表が行われ、さらに、奈良県中央会・清水幹夫副会長が

決議事項の早急な実現を求める「大会宣言」を高らかに宣言し、満場の拍手の下、採決された。（今回採決された決議事項は、大会終了後、政府・与党などの関係方面に対して、その実現方、強力な要請活動を展開するための拠り所となる。）

なお、大会の席上、千葉県からは次の者が表彰された。

【優良組合】▽千葉県産業廃棄物処理業（協）（理事長：岡林聰）

【組合功労者】▽高橋一美（千葉県室内装飾事業（協）理事長）

【中央会優秀専従者】▽田川幸宗（総務部主幹）▽福永正昭（工業連携支援部主幹）

東京湾アクアライン料金の恒久的引き下げに係る知事への要望

本会篠原敬治副会長は、11月19日千葉県庁本庁舎において、木更津市長など関係機関等とともに、東京湾アクアライン料金の恒久的引き下げについて県知事に要望した。これは、東京湾アクアライン料金引き下げ社会実験の効果を「過性のもの」とせず、首都圏経済の一層の飛躍へつなげるため、国策による恒久的な料金引き下げの実現に向けて行われたもので、内容は以下のとおり。

【東京湾アクアラインの料金に関する要望】

東京湾アクアラインは、首都圏中央道路自動車道等と一体となつて首都圏の骨格を形成し、東京湾部の高速道路を環状につなげる重要な道路である。

現在、首都圏における交流・連携の強化、地域経済の活性化や都市部の迂回機能の強化などを目的に全日普通車800円などの社会的実験が実施されている。

実験開始から平成22年3月までの東京湾アクアラインの交通量は前年に比較して1.5倍に増加し、本年度も着実に増えつつある。

首都圏の「人」「もの」の動きが活発化されることによる経済活性化、更に観光をはじめとする千葉県南部の産業の振興発展に多大な効果がでている。

この効果を「過性のもの」とせず、千葉県産業の更なる発展、首都圏経済の一層の飛躍へつなげるため、平成23年度から国の責任において恒久的な通行料金の引き下げの実現を強く望むところである。

千葉県として、この県民・経済界挙げての要望の実現のため、国等に対し万全の働きかけを望むものである。

**新たな経済対策に
盛り込まれた主な施策**
(経済産業省関連)

◎ 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」閣議決定される

平成22年10月8日、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」が閣議決定された。

同経済対策は、9月10日に平成23年度までの政策展開を定めた「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(※本誌前月号)■特集」で「一部紹介」の「ステップ2」として実施されるもので、これにより、急速な円高の進行等の厳しい経済情勢にスピード感を持って対応し、デフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものにする。

「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」の「ステップ1」では、即効性のある雇用対策や、需要・雇用創出効果の高い施策に重点を置き、緊急的な対応策を講じたが、「ステップ2」では、補正予算の編成・実施を通じ、年末から年明け以降の景気・雇用の悪化リスクに対して、①雇用・人材育成、②新成長戦略の推進・加速、③子育て、医療・介護・福祉等、④地

域活性化、社会資本整備、中小企業対策等、⑤規制・制度改革の5つの柱のもと、経済の活性化や国民生活の安定・安心に役立つ施策を実施するものである。

以下、新たな経済対策に盛り込まれた主な施策(経済産業省関連)について概観する。

1. 中小企業・雇用・地域活性化対策

(1) 資金繰り支援

日本政策金融公庫等の財務基盤を強化することを通じ、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会の融資・保証を促進し、年末・年度末の中小企業の資金繰りに万全を期す。また、現在の緊急措置が期限切れを迎える来年度においても、借換保証の拡充、セーフティネット保証や小口零細保証等の対策の重点化、さらには、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫等による借換えの促進を含めた直接貸付の充実等により、中小企業の資金繰りに支障が生じないよう取り組む。

(2) 技術開発及び海外展開支援

中小企業をはじめとする産学官連携による技術開発の支援を行

う。また、海外展示会への出展支援の拡充、海外特許出願支援の強化等を実施し、中小企業海外展開支援会議の下で、地域での中小企業の海外展開を促進する。

(3) 新規の事業活動への支援

農工商連携をはじめとした異分野の中小企業者の連携や地域資源を活用した新規事業を支援するとともに、中小企業者の起業・転業に必要な資金に対する積極的な融資・保証を促進する。

また、全国の中小企業応援センターにおいて、転業チャレンジに係る相談会の開催、専門家派遣や転業に対する相談窓口等における支援を実施する。

(4) 地域商業の活性化

地域の商店街等が行う、デジタルコンテンツの活用等による集客力向上、空き店舗対策、買い物弱者への対応等を支援する。

(5) 雇用ミスマッチの解消等

若者の就職支援を行う「ジョブカフェ」事業の基盤強化を行うとともに、就業前の大学生に採用意欲の高い中小企業の魅力を発信す

るなど、中小企業等の採用力強化を行う。また、中小企業者におけるものづくり分野等の実践的な研修事業を実施する。

■雇用調整助成金の要件緩和
■緊急人材育成・就職支援基金の積み増し

2. 新たな需要の創出

(1) 家電エコポイント(積み増し)

本年夏以降の大幅な家電需要の盛り上がりを踏まえ、家電エコポイント制度の円滑な実施を確保するため、所要の制度見直しを行うとともに、追加的な予算の積み増しを行う。

(2) 住宅エコポイントの対象拡大

エコ住宅のリフォームに伴う住宅用太陽熱利用システム、節水型便器、高断熱浴槽へポイント発行対象を拡充する。

(3) 住宅用太陽光パネルの設置補助(積み増し)

住宅用太陽光パネルを設置する者に対して、費用の一部を補助する。(年内までを期限としていたものを3月まで補助できるようにする)

(4) 国内クレジットを活用した中小企業等のグリーン投資支援

低炭素型の設備投資を行う中小企業に対して、設備の導入によるCO₂排出量削減見合いの助成金を支給するなど、支援を行う。

(5) クリーンディーゼル車への購入補助（積み増し）

最先端の次世代自動車向けの購入補助金のうち、本年途中に枯渇したクリーンディーゼル乗用車向けのものについて今年度下半期分を支給する。

■公共交通のグリーン化

■学校等の耐震化加速（工業用水道の緊急耐震化を含む）

■戦略的な社会資本の整備（羽田、ミッシングリンク解消など）

■地域活性化交付金の創設（電線地中化など地域の活性化ニーズに応じてきめ細やかな事業を実施できるよう支援）

3. 新成長戦略の推進・中長期的な成長基盤の整備

(1) 国内投資の促進

① イノベーション拠点立地支援

企業等による試作品・実証ライオン等の大規模な設備などの整備や、産学官が連携し実用化を目指す共

同研究施設の整備に対して補助を行う。

(2) アジア拠点化の推進等

アジア地域統括拠点や研究開発拠点など高付加価値拠点の海外から国内への立地を支援する。また、アジアにおける標準化を推進する。

(3) 経済連携協定（EPA）の活用促進

現在は紙のみで交付されている原産地証明書について、EPA相手国税関に対して電子情報でも提供可能とすることで、日本企業が経済連携協定に基づく関税削減のメリットを円滑に受けられる環境整備を図る。

(2) イノベーションの加速

① 研究開発プロジェクトの加速

成長が期待されるグリーン／ライフ・イノベーションを創出する研究開発・技術実証を加速し、これを応用した製品・サービスを海外に先駆けて実用化する。

② 世界的な産学官集中連携拠点の形成

グリーン・イノベーションに必須の基盤技術であるナノテクノロジーの研究開発拠点である「つくばナノテクアリーナ」の整備を

行う。

(3) レアアース等対策

技術開発による「代替化」と「使用量低減」の加速、国内でのリサイクル推進、ユーザー産業の供給リスクへの耐性向上、世界の鉱山の権益確保、リスクマネー供給機能強化、資源国との関係強化等の総合対策を講じる。

・代替技術、使用量低減技術開発
・レアアース等利用産業の高度化／リサイクル推進
・レアアース等鉱物資源の開発、権益確保、供給確保

(4) 円高メリットの活用

① 戦略的M&Aの推進

産業革新機構の出資機能を活用して海外大型買収案件の支援を拡充する。

② レアアース等の権益獲得（再掲）

③ インフラ・システム輸出の促進
スマートコミュニティ、交通、

水処理、情報通信などインフラ・システム輸出の重要地域・分野について事業実施可能性調査を実施するとともに、海外展開を念頭においた小型衛星システムの開発を行う。

■J-BICを活用した資源開発・インフラ海外展開支援

(5) 子育て、医療・介護

① 医療サービスの国際化

海外の患者を円滑に受入れるための体制を構築するとともに、我が国の高度な医療技術（医療機関・医療機器等）を海外展開するための環境整備を行う。

② 医療サービスの情報化推進

国民一人一人が自らの医療・健康情報を電子的に管理し、これを医療・介護・健康関連サービス事業者に提示できる環境を整備するとともに、専門機関間の医療情報の共有・活用を図る。

③ 医工連携による医療機器開発促進

医療機関等と優れたものづくり技術を有する中小企業等との連携を支援し、医療現場のニーズに対応した医療機器の開発・改良を促進する。

■「地域医療再生基金」の積み増し

4. その他

◇規制・制度改革

◎詳細は、経済産業省HPを参照。

「コンサルタント」の目

設備投資の落とし穴に嵌るな ： 陥り易いケースとその防止策 :

八方塞がりの経営環境の中で、設備投資に期待するところはどこも大きい。製造業なら新製品開発による多角化や新分野開拓、商業・サービス業であれば創業や店舗改装による新規顧客の開拓等が狙いである。しかし、幾ら金融機関からの融資が得られるからと言って、社運を賭けた設備投資が安易に行われ、結果として経営破綻を招くようなことがあつては絶対にならない。：しかしながらそうした例は跡を絶たない。筆者の経験によれば、その原因の殆どが事前の検討不足にあり、もう少しの慎重さがあれば未然に防ぐことが可能であることが多い。

① 設備投資の特性とリスク

まず、設備投資の特性とリスクを弁えておられない向きが多い。財務的に見ると、設備投資は「纏まった額の現金が生産手段である建物や機械装置に姿を変える」ことを意味する。ところが、「一旦姿

を変えると容易に元の現金に戻れない。」というところが重要である。資金投下の効果が発現し、全額が費用化されるにはその資産の耐用

年数に応じた年月がかかることになる。会計処理上有形固定資産として扱い、減価償却という特別の手続きを求めめるのは、こうした実態に合わせようとすると他ならない。この間、多額の資金が固定し、現金化出来ないで資金繰りを圧迫することになる。もしその設備資金が借入によって賄われるとしたら、その間金利も払い続けなければならぬ。敢えて現金に換えようとすると、財務的価値は時価で評価されるため、元の価値の半額程度にしかならない。そのため、通常はその設備資産に担保設定がされており、万一借入資金の返済が滞った場合にはその資産が差し押さえられるばかりでなく、不足する価値と金利分を埋め合わせしなければならぬ。こうした最悪のケースについて対策をせずに設備

投資計画に走つてしまうと、万一の場合取り返しがつかないのである。

② 借入金の返済に滞る

借入金の返済に滞る主な理由は「間違つた売上計画」にある。採算がとれている筈なのに借入金が増大してしまうケースの原因の一つがここにある。営業損益がバランスする売上高をもつて売上目標値とすることが通常行われているが、設備資金を借入金で賄う場合、それでは不十分なのである。損益計算上の費用には、当該会計年度に費用化された部分しか含まれていないため、売上高が採算点ギリギリの場合には会計上の営業利益では返済資金まで賄えないからである。それゆえ、不足額を新たな借入金に頼り、数年を経たずして「負債と金利負担の増加」という悪循環に陥つてしまうことになる。これを防ぐには、「当該設備投資に関わるその年の返済資金と金利を賄う原資（減価償却費＋純利益）」を生み

出せる必要粗利益（売上総利益）を改めて計算し直す必要がある。その額は会計上の損益計算における必要利益額より通常多くなる。その上で、必要粗利益を生み出せる売上目標値を設定し、その目標を実現すれば良い。また、金利が低いからといって設備資金を短期資金から調達する例がみられるが、これは危険である。借り換えの際契約更改で実質的な高金利を押し付けられることがあるからである。因みに「固定長期適合率」という経営指標があり、固定資産の総額が自己資本と固定負債の合計を超えないことを原則にしている。

③ 採算に合わない

設備投資はその投下した資本以上の利益の増加が無ければ意味が無い。つまり、コストである当該設備に関する「運営費＋減価償却費」以上の粗利益が無ければ赤字に陥るのであつて、中小企業の場合、投資採算は直ぐにその年の決算に表

われる。それが「健全な赤字」つまりその赤字が、予め予想された範囲内であって、時の経過とともに改善に向かうことが確実であれば問題無いのであるが、そうでない限り、改善策を打たずにこれを放置することは危険である。通常そ

設備投資計画で考慮すべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・新顧客開拓 ・新規市場開拓 ・販売組織、販売管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高要因 ・プロダクト・ライフ・サイクル ・総需要、顧客の嗜好 ・業界、競合他社動向
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の教育、訓練 ・経済性評価 ・経営革新と経営組織 ・現場の工程管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・社外要因 ・導入機器の性能 ・導入機器の納期 ・周辺機器の使用条件 ・コスト要因 ・関連技術動向

れは「設備投資の失敗」を意味し、そのような場合、リストラによりコストを強制的に切り下げると共に、当該設備を売却若しくは遊休にして出血(赤字)をとめる。それが新事業であれば撤退を意味する。累積赤字が大きい場合、企業の存続

にかかわる致命的な損失を計上しなければならなくなるので、このような事態は絶対に避けなければならない。そうした失敗の原因のほぼ100%が「見通しの甘い投資計画」にある。銀行の融資を引き出すため楽観的な売上高予想を元に数字を作為する例が見受けられるが、そうしたことは結局自分の首を絞める結果になることはこれまでの説明でお分かりいただけると思う。ではどうすれば十分な事前検討ができるかと言えば、「最悪のケースを含め、あらゆる状況を想定した複数の代替案を作成・検討する」ことである。費用見積りにしても殆どの設備投資が過大である。つまり費用対効果の視点から見てかなり無駄な投資をしているということである。例えばそうした無駄を削り落すことで採算点に持つていく方法は幾らでもあるのである。

④ 投資効果を出せない

設備投資が採算に合わなくなる原因には売上高要因とコスト要因とがある。売上高要因については、「経済環境を読みきれない」ということがある。特に、設備の物理的寿命を大幅に下回る「経済的陳腐

化」という現象があり、これは物理的耐用年数に拘らずその設備が生み出す経済的効果に採算性が失われた時点で使われなくなってしまうことを意味する。従って、計画した投資効果が今後も発揮できるかどうかを絶えずチェックする必要がある。その際、投資目的に応じた適切な経済性の評価基準を用意しておくことが有効となる。例えば、幾つかの代替案を選択する際、「回収期間法」によるか「投資利益率法」によるかは投資目的によつて異なってくる。経済的陳腐化が予想される場合、前者に依らなければならぬ。また、生産設備の場合、新たな需要に向けて能力拡大を図ると、売上の拡大が見込めない中でコスト・ダウンを目的とした省力化投資を行うのとでは代替案に対する評価の基準が異なる。後者の場合には投資額を上回るコスト・メリットがより厳しく求められることになる。

⑤ 設備を使いこなせない

「折角新しい設備に更新したのに予定したコスト・ダウンが図れない」あるいは「売上げ拡大などの狙った成果が出ない」ということがよく

ある。これは「新しい設備を入れさえすれば、そのことだけで効果が上がる」と考えてしまうところに原因がある。「新たな設備を入れることを機会に、生産工程や仕事のプロセスに今までと異なる革新的な要素をいれて経営革新を図るのだ」という積極的な経営姿勢が必要である。つまり「ソフトとハード一体の取り組み」が望まれる。「新しい機械を使いこなすための」、あるいは「一段高い店格に合った接客のための」従業員訓練を併せて実施しなければ新しい設備投資の効果も発揮出来ないと考えるべきである。

⑥ 実施の時期を誤る

「投資はタイミング一つ」と言われるように、投資時期の選択は極めて重要である。経営環境の変化は激しく、実施のタイミングをこれに合わせるのは至難の業であるが、特に事業や製品のライフ・サイクルを正確に読み、手遅れにならないようにすることが肝要である。これを無視し、自社の都合だけで行くと、まずは失敗するので心すべしである。

(中小企業診断士 新井将平)

と等である。

また、組合が出資1口の金額を減少する場合には、組合の債権者は、異議を述べることができる。この場合には、組合は、①出資1口の金額を減少する旨、②債権者が一定の期間内（1か月）に異議を述べることができ、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならぬ（官報公告のほか、日刊新聞紙公告又は電子公告を行った場合には各別の催告は不要となる）。

③組合員の脱退

(1) 持分の払戻し：組合員は、組合を脱退すると同時にその持分の払戻請求権を取得する（法19条1項5号の規定による脱退を除く）。この権利は、組合員がまだ脱退せずに組合員としての地位にある間は持分払戻しの期待権に過ぎないが、一旦、組合を脱退したときは、通常の組合債権者としてのいわゆる第三者の権利となるのである。持分払戻請求権は、組合員の絶対権であるが、その権利の行使は「定款に定めるところにより」行わなければならないが、また、「持分の全部又は一部の払戻を請求

することができる」とあるので、定款に一部払戻しの規定を置くことはできるものと解されている。したがって、定款の規定にかんよって、全部の払戻しを受ける場合もあり、或いは、その一部だけしか受けられない場合もある。持分の一部の払戻しとしては、例えば、出資額、帳簿上の組合財産額、帳簿上に土地の評価益の一部を加算した額、持分の一定割合に相当する額、などを限度として払い戻すような場合、或いは除名によつて組合を脱退した組合員に対して通常の脱退組合員に対する払戻金額の半分だけを払い戻すような場合がある。なお、除名の場合でも、まったく払戻しを行わないということはできない。また、組合と組合員が互いに認めれば払戻しは一時に全額とせず分割して行うこともできる。

(2) 持分の算定：脱退した組合員の持分は、その脱退した事業年度の終わりにおける組合財産によつて算定される。この場合の財産の評価は、協同組合の事業の継続を前提とし、なるべく有利に一括譲渡する価額、すなわち時価によるべきものとされている（昭和44年2月11日、最高裁判決）。

なお、持分払戻請求権は、持分の算定後に行使されることになるから、自由脱退の場合には問題ないが、法定脱退の場合には脱退と同時に請求権を取得しても事業年度末まではこれを行使することが出来ない。したがって、この請求権は停止条件付の請求権であるといえる。

持分の算定方法については、法で特に定めていないから、組合の定款で自由に定めてよい。一般には、改算式持分算定方法（均等式持分算定方法）と加算式持分算定方法の二つがある。※本誌前月号参照

改算式は、出資1口につき各持分が均等となる方法であり、具体的に、組合の正味財産の価額を出資総口数で除することにより出資1口についての持分額を算定する方法である。この方法は簡便であるが、出資1口当たりの持分額を維持するため、原始加入者及び増口分の出資払込みに際しては、持分調整金としての加入金を徴収する必要がある。ただし、組合の正味財産が出資金を上回っている場合でも、定款の規定により脱退者の持分の払戻しを出資額限度としている組合は、持分を調整する必要が生じないので、持分調整金は徴収できない。持分調整金と

しての加入金は、法人税法上資本等取引に該当し、益金不算入となる。

加算式は、各組合員について事業年度ごとに、組合の正味財産に属する出資金、準備金、積立金その他の財産についてその組合員の出資口数、払込済出資金額又は事業の利用分量（企業組合にあつては従事分量）を標準として算定加算（損失が生じた場合はそのてん補額を控除）する方法である。この方法による場合は、各組合員の持分は、加入時期、事業の利用分量等により不均一となり、その計算も事務処理も複雑となるが、持分調整金の問題は生じない。

(3) 損失分担額の徴収：持分の計算に当たつて、組合財産をもつて組合の債務を完済することができないとき、つまり欠損を生じている場合には、組合は定款の定めるところによつて、脱退した組合員に対して、未払込出資額を限度として、その費用に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。したがって、出資金額の払込みを完了した組合員は損失額を払い込む必要はない。有限责任の原則から推して当然のことである。

◎詳細は本会設立相談室まで
Tel 043・306・3285

不正受給を行った場合

- ・ 事業主の名称、代表者氏名
- ・ 事業所の名称、所在地、概要
- ・ 不正受給の金額、内容

を **公表** します。

- ✓平成 22 年 11 月 1 日以降の申請から実施します。
- ✓特に悪質なものについては、刑事告発します。

■ 不正受給とは

- 偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合をいいます。
- 不正受給であることが判明した場合、不支給または支給の取消しとします。既に助成金を支払い済みの場合は、返還していただきます。
- 不正が判明した場合、不支給とした日、支給を取り消した日、または不支給とされる前に支給申請を取り下げた場合の取り下げた日から 3 年間は、雇用保険料を財源としたすべての助成金を受けられなくなります。

◎詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。

一般事業主行動計画の届出をお忘れなく！

本誌 5 月号でもご案内しましたが、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）では、事業主は従業員数に応じて、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する計画「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ることが義務付けられています。

現在、一般事業主行動計画の策定が義務付けられているのは、従業員数 301 人以上の企業ですが、下図のとおり来年の 4 月 1 日からは、この次世代法に基づく行動計画の策定・届出義務が 101 人以上の事業主に拡大されます。

対象となる事業主	現 行	平成 23 年 4 月 1 日以降
従業員数 301 人以上	義 務	義 務
従業員 101 人以上 300 人以下企業	努力義務	義 務
従業員 100 人以下企業		努力義務

特に、従業員数が 101 人以上 300 人以下の組合員企業におかれましては、法が施行される平成 23 年 4 月 1 日までに届出ができるよう、行動計画の策定準備をお願いします。

◎一般事業主行動計画の策定、次世代法に関するご相談は、本会経営支援部（Tel：043-306-3282）、又は千葉労働局雇用均等室まで（Tel:043-221-2307）

雇用調整助成金の生産量要件を緩和します

不正受給防止対策を積極的に推進します

雇用調整助成金等の生産量要件の緩和

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために休業等を行った際に、その費用の一部を助成する制度です。
(平成 22 年 8 月度雇用調整助成金等休業等実施計画届提出事業所数は 69,013 事業所、対象者数は約 112 万人。いずれも速報値)

■ 雇用調整助成金の支給要件

最近 3 か月の生産量がさらにその直前の 3 か月又は前年同期と比べて原則 5 %以上減少

■ 昨年 12 月から実施している要件緩和

リーマンショック後の生産の回復の遅れを踏まえ、赤字の企業については、上記の要件に加え、最近 3 か月の生産量が前々年同期と比較して 10%以上減少していれば、助成金の対象とする

【中小企業については平成 22 年 12 月 1 日、大企業については平成 22 年 12 月 13 日まで】



[問題点]

上記の要件緩和については、本年 12 月をもって終了するが、今回の急速な円高の進行の影響により、生産の回復が遅れる企業が発生することが見込まれる。



👉 今回の要件緩和

本年 12 月から 1 年間に限り、以下のいずれにも該当する場合についても、雇用調整助成金の対象とする。

- ・円高の影響により生産量が減少
- ・直近 3 か月の生産量が 3 年前の同時期に比べ 15%以上減少
- ・直近の決算等の経常損益が赤字

不正受給防止対策が強化されます！

雇用調整助成金は、景気の変動などにより売上高等が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等を実施することにより、労働者の雇用の維持を図った場合、支払った休業手当等の一部を助成する制度です。厳しい経済情勢の中、この制度は多くの事業所に利用していただいておりますが、虚偽の支給申請を行うなど、一部に不正な受給もみられます。このため、厚生労働省および都道府県労働局では、平成 22 年 11 月 1 日以降の申請から、不正受給防止対策をさらに強化します。

組合員の IT 経営を考える！

中小企業経営者の IT に対する考え方は様々です。「関心はあるけれど、今はちょっと…」と、最初の一步が踏み出せずにいる方も多いのではないのでしょうか。

また、中には、「IT が分からない、IT に効果はない」とお思いの方、或いは、「IT 嫌い」を公言する方もいらっしゃるでしょう。

組合員の IT 化について、果して今の姿勢のままでいいのか、少し立ち止まって考えてみませんか。IT 経営を考えるきっかけとして、ぜひ下記のサイトをご活用ください。

自社の情報管理ができていないのか知りたい

必要最低限の項目を素早くチェックしたい！

■ 5分でできる自社診断シート

URL: <http://www.ipa.go.jp/security/fy20/reports/sme-guide/documents/sme-shindan-s.pdf>
お問合せ：(独) 情報処理推進機構 セキュリティセンター Tel:03-5978-7508

IT 経営に関する先人の知恵を知りたい

IT 経営とは何かを知りたい！

■ IT 経営ポータルサイト

URL: http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/it_keiei/index.html

どのように IT 経営に取り組めばいいのか知りたい！

■ IT 経営ガイド

URL: http://www.it-partnership.jp/it_guide/

IT 経営の成功事例を知りたい！

■ 中小企業 IT 経営力大賞

URL: <http://www.itouentai.jp/itjirei/index.html>

他企業の IT 経営に取り組むきっかけや過程を知りたい！

■ IT 経営教科書

URL: <http://www.itouentai.jp/kyoukasyo/index.html>

IT ベンダのソリューション情報を知りたい

地域にどんな IT ベンダがいるのか知りたい！

■ 全国 IT ベンダ情報サービス

URL: <http://www.itvdb.jp/>

安くて簡単に IT を使いたい！

■ J-SaaS

URL: <http://www.j-saas.jp/>

※詳細は本誌 11 月号をご覧ください。

中央会が組合員企業の経営革新を支援します！

本会では、組合の構成員企業の経営力向上を支援する「中小企業応援センター事業」を実施しております。この事業では、各組合を対象に各種セミナー（*）を実施しているほか、個々の企業に対しては、経営課題の解決に最適な専門化を派遣するなど、組合員の経営力強化を目指す上で、大変有用な内容となっております（※費用負担はありません）。

あなたの組合でも「経営力向上のためのセミナー」を実施してみませんか。組合での会合（理事会、定例会 etc.）の機会にセミナーを実施することも可能です。まずは、本会経営支援部までご相談ください。

強い会社をつくるための経営革新とは何か？今の時代を生き抜くために何をすべきか？この機会に、ぜひ会員企業のイノベーションをコーディネートしましょう！

（*）今年度、各組合で実施したセミナーの主なテーマ（事例）

- ・「経営革新による経営力強化について」
- ・「経営革新のすすめ～中小企業支援策のかしこい利用法～」
- ・「強い会社をつくる経営革新～今の時代を生き抜くために何をすべきか～」
- ・「経営革新で利益アップを目指そう～今より少し良くなる方法はいくらかもある～」
- ・「建設業の経営革新～ピンチをチャンスに変える経営革新にチャレンジしよう～」
- ・「経営に役立つ IT 活用について」
- ・「受注に結びつけるための経営力向上について」
- ・「事業承継のポイント～事業承継を円滑にするために～」
- ・「先を見据えた事業承継について」
- ・「創業の動機と仲間づくりについて」 ほか多数。

経営支援ニーズ調査（ご連絡先：千葉県中小企業団体中央会 経営支援部 FAX 043-247-8410）

以下の質問の答えとして、該当する項目に✓をご記入のうえ、FAXにてご回報下さい。

- Q 1. 貴組合では、経営革新をテーマとしたセミナーの実施を希望しますか。
 はい いいえ わからない
- Q 2. 貴組合では、事業承継をテーマとしたセミナーの実施を希望しますか。
 はい いいえ わからない
- Q 3. 貴組合では、新たな経営手法への取り組み（ITを活用した経営力強化）をテーマとしたセミナーの実施を希望しますか。
 はい いいえ わからない
- Q 4. 貴組合の構成員企業のうち、経営革新（設備投資、新事業展開、新商品・新役務の開発・提供など）に取り組む予定のある企業はありますか。
 はい いいえ わからない
- Q 5. 貴組合の構成員企業のうち、経営課題として相談希望が多いと思われるテーマは、次のうちどれにあてはまりますか。
 経営力向上 事業承継 IT 活用

貴組合名		業 種	
代表者名		記入者名	
ご連絡先	TEL :	FAX :	

※お寄せいただいた貴組合の情報（回答内容）は、本事業以外に利用することはありません。
 また、それ以外の場合でも、許可なく第三者に情報を公開することはありません。

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

10月

■漬物製造 【県下全域】

スーパー、土産物各方面とも販売数量、金額において低下。

■シャツ製造 【千葉県・東京都】

色々な問題はあると思うが、かなり日本生産に戻ってきている。しかし、工場は減っている。

■製材 【県下全域】

景況感はいまのままの状態。業界の動きとしては、商社の在庫調整による相場高の傾向が見える。

■製材 【木更津】

ロシア材等、輸出国から原木のままの輸出から、加工品として輸出する動きがある。

■印刷 【県下全域】

10月の売上高は9月と比較し、各社プラス・マイナスまちまち。基調は円高、株安、民間給与の大幅減少等を受けて改善せず、顧客の低価格指向により依然デフレの影響を大変強く受けている。

■生コン製造 【県下全域】

上期を底に下期は具体的に物件が少しずつ見えてきた。

■電気鍍金 【千葉】

組合員事業所全体の前月比・前年同月比共悪化している。

■鉄工業 【千葉】

10月に実施した事業所動向調査によると「景況感」「受注・販売」等が半年前の調査同様、さらに好転しているとの結果が示された。また、最近の急激な円高については、

大半は「影響なし」・「影響度合判然としない」との回答で、現段階では円高影響軽微と受け止めているが、収益減を挙げている企業もあり、今後の受注減等を懸念しつつ、動向注視している。

■機械部品製造 【野田】

深刻な状況が続いている。建設、機械加工、ライン製作関係は、需要が少なく特に厳しい。

■機械部品製造 【流山】

業種により、まちまち。安定した発注が続かない模様。

■採石業 【県下全域】

京浜3港のハブ化を目指す一つである横浜港南本牧コンテナ埠頭増設工事や東京都の最終処分場造成工事や築地市場の移転に伴う土土の供給に期待をかけている。

■総合卸売 【千葉県・東京都】

中国漁船衝突事件の影響により、通関手続きが遅れ気味。年末商戦

に向け、在庫確保の心配がある。春の低温・日照不足、夏の猛暑の影響により米の品質が低下。需要減少で21年産米も消化できていない中で、販売量確保が難しい。

■食肉卸売 【千葉市他】

輸入肉の増加で国産物の在庫が増えている。輸入肉増加、飼料価格の高止まり、販売価格の減少等により、離農する農家が見られる。

■建築材料卸売 【県下全域】

全体的に低迷し、回復のメドなし。金融緩和支援策により倒産こそ少ないが、危険水域づく。

■自動車解体業 【県内全域】

スクラップインセンティブ制度9月終了で、在庫の入庫が減少。

■小売 【柏】

下旬に入り、気温が下がったが、秋物商品を売る間がなかった。来街者数が減少しており、特に休日が減っている。

■電気機器小売 【県下全域】

家電エコポイントの影響で売上は順調。12月からのエコポイント半減により、11月は忙しくなりそう。ただ商品が不足がちで心配。

■青果小売 【千葉市】

高値(相場)安定という状況の中、資金繰りが大変な状況。納品業務

を主にしている組合員は、財務的に厳しい状況。店頭売り組合員は高値のため利益が薄く厳しい。

■小売 【大網白里町】

ポイントサービスなどをうまく活用した堅実消費が定着。たばこ値上の反動が一部の店舗に影響。

■小売 【東金】

前半は、秋らしさが無くファッション関係は苦戦。後半は、急に寒くなり冬物準備の購買行動が始まった。食品関係は、農作物が不作で価格が上昇し、今一だった。

■小売 【野田】

売上高が前年同月比で下回った。土日の落ち込みが大きな要因。

■農業機械販売整備 【県下全域】

秋用農機の新品売上が落ち込み、気象条件が良すぎて整備も減少し、その対応に苦慮している。

■印鑑小売 【県下全域】

先月と比べ、円高の影響かさらなる景気後退の兆しが見え始めた。

■小売・サービス 【銚子】

天候不順により、客足がにぶくなり売上も落ちている。

猛暑く直ぐ寒さ・雨と天候不十分で10月に入って、蜂の受注が止まってしまった。

■遊覧船 【鴨川】

天気が悪かったせいか、いつもの10月より悪かった。

■一般廃棄物処理 【千葉市】

前月に比べると、景況は良かったものの、前年と比べるとあまり変化はないように思う。

■学習塾 【県下全域】

恒例の公立高校学校説明会を実施。45校が参加。生徒や父母約1400人が参加、成功裏に終了。

■土木建築サービス 【県下全域】

公共事業の厳しさが変わらず。業界の動きについて、5年ごとに行われる交通量調査が発注された。

■ソフトウェア 【県下全域】

商談自体は多少増えてきているものの、なかなか成約には至らないようである。

■建設業 【県下全域】

受注価格は、国交省や県の指導により、安定してきている。ダンピング防止効果が現れている模様。

お知らせ

**平成23年
中小企業団体千葉県新春交流会
お待ちしております**

本会では、平成23年の新春を迎えるにあたり、中小企業組合活動に多大な御功績を挙げられた方々を表彰申し上げますとともに、新年に対する抱負等をご歓談いただき、会員並びに関係各位との相互交流を深めていただくために標記交流会を開催致します。

来年1月7日は、県内のすべて会員組合様及び中小企業団体の関係者の方々に多数お集まりいただき、会員各位の有機的な情報交換による人的ネットワークの組成と自己存在感の高まりをフォローするとともに、「中小企業組合活動ここにあり」という存在感を内外に発信する機会にしたいと存じます。

当日は、オール千葉県中央会で皆様のご参加を心よりお待ちしております。

【開催日時】平成23年1月7日(金) 14時30分～17時15分
 【開催場所】▽ホテルグリーンタワー千葉 3階「シンフォニア」(千葉市中央区問屋町1の45)
 【参加費】▽お一人5千円
 ◎中小企業団体千葉県新春交流会

に)についてのお問合せは本会総務部 (TEL043-3063281)まで。

**事業主のみさまへ
労働保険の成立手続は
お済みですか**

労働者を一人でも雇用していれば労働保険に加入する必要があります。

◎労働保険とは▽労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。労働者を一人でも雇用していれば、加入手続を行わなければなりません。

◎労災保険とは▽労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

【加入を怠っていた期間に労働災害が発生した場合】▽事業主が「故意」または「重大な過失」により、労働保険関係成立届(労働保険への加入届)を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、事業主から①～②を徴収することになります。

①最大2年間遡った労働保険料及び追徴金(10%)
 ②以下により、労災保険給付額の

100%又は40%

(1) 労働保険の加入手続について労働局職員等から加入勧奨・指導を受けていた場合

↓事業主が「故意」に手続を行わなかったものと認定し、労災保険給付額の100%を徴収

(2) (1)以外で、労働保険の適用事業となつてから(労働者を雇用してから)1年を経過していた場合

↓事業主が「重大な過失」により手続を行わなかったものと認定し、労災保険給付額の40%を徴収

※なお、労災保険の加入後においても、

◇事業主が一般保険料を滞納している期間中に労働災害が発生した場合、労災保険給付額の最大40%
 ◇事業主が故意または重大過失により生じさせた事故が原因で労働災害が発生した場合、労災保険給付額の30%が事業主から徴収されます。

◎雇用保険とは▽労働者の方が失業した場合に、失業手当等を給付したり再就職を促進する事業を行うための保険制度です。新たに労働者を雇い入れた場合は、保険料の納付とは別に、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所(ハロー

ワーク)に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

※加入手続は、労働基準監督署及び公共職業安定所(ハローワーク)で行っております。まだ加入手続を行っていない事業主の方は、速やかに労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)へご相談下さい。

▼労働保険の適用事業情報がインターネットで確認いただけます。

○平成22年12月から、事業主が労働保険の加入に必要な手続を行っていないかを、求職者や労働者の方々がインターネット上で検索できるようになります。

◎詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。(厚生労働省トップページ)▽「行政分野」内の「労働基準」▽「労働保険の適用徴収」▽労働保険に関する総合情報はこちら

**平成22年度低公害車普及促進
事業補助金(千葉市)**

千葉市では、大気汚染対策・地球温暖化対策として、平成22年度に天然ガス自動車やハイブリッド自動車等の低公害車を導入する事業者の方に対し、導入費用の一部を補助します。

◎補助対象事業の内容及び申請方法等の詳細は、千葉市環境局環境保全部環境保全推進課(TEL043-245-5190)までお問合せ下さい。

**第60回
NHK歳末たすけあい募金**

【期間】

▽平成22年12月1日～25日

募金は県内の障害者・児童・高齢者など、支援を必要とされる方のために役立てられます。例えば、来年の地デジ化対応に「大型テレビ」、寝たきりの方の「床ずれ防止マット」「車イス」など、一つでも多くの施設にお贈りしたいと存じますので、ご協力をお願い致します。

◎詳細は、(福)千葉県共同募金会(TEL048-245-1721)まで。

**中小企業に対するリースの
支払猶予について**

経済産業省は、リース会社に対して、リース料の支払猶予や契約期間延長等に関する要請を出しています。

◎お問合せは、(社)リース事業協会 リース相談専用ダイヤル(TEL03-3-2634-2801)まで。